

議案第 35 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 6 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 北本市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項から第 30 項までに規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 10 条の 2 第 7 項中「4 分の 3」を「2 分の 1」に改め、同条中第 17 項を第 18 項とし、第 16 項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

第 2 条 北本市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2 中第 18 項を第 19 項とし、第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合

は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中北本市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日
- (2) 附則第4条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の北本市税条例附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の北本市税条例第61条の2及び附則第10条の2第17項の規定並びに第2条の規定による改正後の同条例附則第10条の2第18項の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(北本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 北本市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「北本市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3, 900円	3, 100円
第82条第2号ア(ウ)	6, 900円	5, 500円

a	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円
b	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	北本市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2

		号ア(ウ) b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円